

4 検 挙

捜査経過、検挙などの連絡（被害者連絡制度）

- 殺人や不同意性交等、交通死亡事故などの被害者やご遺族の方には、捜査状況、犯人の逮捕、検察庁送致などについて警察から連絡します。
- ◆ なお、検察庁においても、被害者や参考人の方などに對し、事件の処分結果、刑事裁判の結果などに関する情報を提供しています。（被害者等通知制度）

法務省のHPアドレス（「犯罪被害者の方々へ」）
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html

3 犯罪被害給付制度のご案内

この制度は…

通り魔殺人事件等の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者の方及び障害が残った被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の軽減を図ろうとするものです。

※ 給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間犯罪や被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受ける場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

申請方法

- 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする方は、警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室又はお近くの警察署にご相談ください。

4 被害者の方を応援しています

警察では、各種の相談窓口を設け、被害者の方からの様々な相談に応じています。

被害者ご本人からのみならず、ご家族やご友人からのご相談も受け付けています。

また、警察では対応できないことについては、専門の機関をご紹介します場合もあります。

被 害 相 談 窓 口

警察の相談電話

- 警察相談専用電話 ☎ # 9110 （ブッシュホンのみ）
☎ 022-266-9110
- 性犯罪被害相談電話 ☎ # 8103 ハートさん
☎ 0120-19-8103
- 環境犯罪・悪質商法相談電話
☎ 022-261-1110
- いじめ110番 ☎ 022-221-7867 ナヤムナ
- 少年相談電話 ☎ 022-222-4970 ニコニコ ヨクナレ
- 暴力団相談電話 ☎ 022-222-8930 ヤクザゼロ
- 銃器・覚醒剤110番 ☎ 022-266-1074

警察以外の相談電話

- 仙台地方検察庁被害者ホットライン
☎ 022-222-6159
- 宮城県犯罪被害者支援のための総合相談窓口
☎ 022-211-3783
- 公益社団法人 みやぎ被害者支援センター なやみゼロ
☎ 022-301-7830
- 性暴力被害相談支援センター宮城（けやきホットライン）
☎ 0120-556-460 こころ フォロー
県外の方は ☎ 022-272-8845
- 公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター ハイヤクザゼロ
☎ 0120-818930

宮城県警察本部警務部警務課
犯罪被害者支援室
☎（代）022-221-7171
宮城県警ホームページ
<https://www.police.pref.miyagi.jp/>



みやぎ 伊達な ギャットちゃん

令和6.7月作成



被害相談窓口のご案内



ひとりでお悩みではありませんか？

犯罪による被害の相談をお受けします。

ご家族やご友人が困っているときにもどうぞ。

あなたの勇気にこたえます。

宮 城 県 警 察

被害者相談窓口



悩みを打ち明けられる？
場所は貴方の近くに

宮城県警察

困っていること、不安なこと、
手助けの必要など、
あなたの心の扉をひらいて
なんでもお気軽にご相談ください。
私たちは、あなたとご家族が
安心して暮らせるように、
力を尽くします。

1 被害者への理解を深めるために

1 被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害に遭われた方は、犯罪による直接的な被害（けがをする、ものを盗まれる）のみならず、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

このような問題は、「二次的被害」と呼ばれ、例えば、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感

などの問題が生じます。

警察は、被害に遭われた方の要望に応えるため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して被害者の方の抱える問題の解決に努めています。

2 被害者の心理

被害者の方の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。犯罪の被害に遭われた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多くあります。

- | | |
|-------|--|
| 心理的反応 | ● 恐怖感 ● 自責感 ● 不安感 ● 無気力・絶望感
● 孤独感・疎外感 ● 怒り・復讐心 |
| 身体的反応 | ● 緊張・動悸・下痢・吐き気 ● 不眠・悪夢
● 食欲不振 |
| 感覚的反応 | ● 感覚・感情のマヒ ● 現実だという感覚がない
● 自分が自分でないと感じる
● 記憶力、判断力の低下 |

しかし、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰でも起こり得ることで、見た目はしっかりしているようでも、感情がマヒして現実感を失っていることがあります。

被害者の方を責めたり、無理に励ましたりすることは避けてください。被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

2 警察における手続と被害者への配慮

1 被害者に対する基本的な考え方

- 被害者の方の精神的ショックや不安感などに配慮した対応を行います。
- 被害者の方から安心してご協力いただけるように、きめ細かな配慮をするよう努めています。

2 事件・事故の発生

被害の届出

- 「被害に遭ったことを周りの人に知られたくない」、「面倒なことになるのがいやだ」、「仕返しを怖い」などの理由で届出をためらう気持ちになることがあるかもしれませんが、犯人を検挙し、同じような被害が繰り返されないようにするためにも、警察への届出をお願いします。
- けがをしているなどの事情がある場合は、警察から被害者の方のいらっしゃる場所へ出向いて、お話をうかがいます。
- 事件・事故の状況や被害者の方の希望により、警察が来たことが近所にわからないよう、パトカー以外の車を利用するなどの配慮をしています。

3 捜査の開始

事情聴取…犯行や犯人の様子などについて事情を聞きます。

- ショックや緊張のため、質問に答えられないこともあります。あせらないでゆっくりとお話してください。
- 思い出したくないことや辛いこともあるかと思いますが、犯人検挙のためにご協力をお願いしています。
- プライバシーにわたることや、一見事件とは関係がないと思われるようなこともお尋ねしますが、犯罪捜査のために必要なことをうかがっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 事情聴取の場所…被害者の方が安心してお話のできるような場所で事情を聞くように配慮しています。
- 性犯罪被害者への配慮…被害者の方が希望する性別の警察官が事情をお聞きするなど、できるだけ話をしやすいように配慮しています。

事情聴取時の説明

- 被害者の手引の交付…殺人や不同意性交等、交通死亡事故などの被害者やご遺族の方に捜査や司法手続の流れ、各相談窓口などを説明した「被害者の手引」をお渡ししています。

証拠品の提出

- 着衣などを証拠品として提出していただくことがあります。捜査が終われば速やかにお返しします。

実況見分への立ち会い

- 犯行現場での状況説明に立ち会っていただくことがあります。被害者の方が希望する性別の警察官が付添いなどを行います。

ご遺体の検視や解剖へのご協力

- 被害者の方が亡くなられた場合、検視や解剖が必要になります。死因を明らかにし、犯人を処罰するために、欠かせない手続ですので、ご協力をお願いします。